



コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案） について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成 6 年 5 月 6 日

発管第 4 0 号
平成 6 年 5 月 6 日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿
別記殿

鳥取県土木部長

コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）
について（通知）

再生資源の品質については、平成 6 年 3 月 1 8 日付発管第 2 4 1 号で通知しているところ
であります。このたび、建設大臣官房技術調整室長から別添写しのとおり用途別暫定
品質基準（案）の通知がありました。

この基準（案）による再生クラッシャーランの品質は、先に通知している「公共建設工
事における再生資源活用実施要領」で定めた基準に包括されるため、当面、現行の実施要
領により運用することとしますので取扱いに当たっては注意してください。

（別添省略）